

# 消えた命 気づけなかった

## 時時刻刻

大阪府八尾市でコンクリート詰めの状態で見つかった女児は、生前に職権消除の手続きで住民票を削除され、死亡後18年以上気づかれなかった。朝日新聞の調査では、同様に削除され行方不明の可能性のある子は少なくとも197人になる。女児の身に何が起きたのか。職権消除の課題はどこにあるのか。  
(宣坂知樹、岡田真実 ▼1面参照)

### 6歳女児 コンクリート詰め事件

女児は2000年に同市で生まれた岩本玲奈さん。市への情報公開請求で開示された文書や大阪府警などへの取材から、職権消除されるまでの経緯が明らかになった。

玲奈さんは母親と同じ住所地で出生届が出され、住民登録もされた。ただ02年ごろには祖父が住む市内の別の集合住宅で母親らと生活。転居届は出されていなかった。

01年、元の住所に郵送した書類が「宛先不在」で返送され、市は居住実態の調査を始める。表札などを調べても住んでいることを確認できなかったが、管理する個人情報などを元に玲奈さんと母親が暮らす家特定。03年1月、居住先を正確に記録する必要があったとして、転居届などを求める文書を母親らに送った。

市役所を訪れた母親と祖父は「母親の事情で住民票は移せない」と話したという。

しかし、約1年半後の04年6月、再訪した祖父は説明を一転させ、母親

## 祖父の申告で消除 所在確認の記録なし

と玲奈さんが03年12月から「どこかに行った」と告げた。2人の住民票を削除してほしいと伝え、市は04年9月、玲奈さんと母親の住民票を職権消除した。

玲奈さんの生存が最後に確認されたのは職権消除後の05年3月。祖父らと市内の病院を受診した記録があった。居場所がわからないと伝えた祖父だったが、当時把握していた可能性はある。なぜ住民票削除を申し出たかはわかっていない。

市の対応に問題はなかったのか。市は、調査の対象は玲奈さんと母親の住民票に登録された住所地に住んでいるかどうかだった、という立場で、職権消除の判断は「法にのっとって行われ、瑕疵はない」とする。

ただ、玲奈さんの所在を確認しないまま職権消除すれば、住民票がどこにもない行方不明の状態になる可能性がある。

市によると、職権消除までの間、玲奈さんの所在確認などを行った記録

は残っていないという。玲奈さんが4歳になる04年ごろ、母親が祖父に玲奈さんを預けて家を出た。06年ごろには祖父が「面倒を見られない」と玲奈さんを自身の息子に預ける。息子は玲奈さんの叔父(49)にあたる。それから18年以上が経った昨年2月、祖父が住んでいた長屋で金属製の箱が見つかった。重さは22.8kg。管理人の男性によると、祖父の退去後、押し入れで見つかった。ふたを開けるとコンクリートが張られていたという。府警によると、中から死亡推定当時6歳の玲奈さんが見つかった。身長109・5センチ。全身ミイラ化していた。

府警は叔父を殺人容疑で逮捕し、大阪地検が傷害致死罪で起訴した。叔父は「しついで殴った」などと話し、祖父と2人でコンクリート詰めにしたと説明したという。

かつて岩本玲奈さんが暮らしていた大阪府八尾市内の集合住宅。現在は取り壊されている。Googleストリートビューから



## 住民票手続き事務的「部署間の連携あれば」



2000年10月	大阪府八尾市の病院で生まれる
11月	母親が出生届を出す(1)
02年ごろ	母親とともに祖父らの暮らす家(2)で生活
04年ごろ	家(2)の祖父に預けられ、母親は家を出る
04年9月	住民票の住所(1)に居住実態がないとして、市が住民票を職権消除
05年3月	祖父や叔父らと病院を受診→最終生存確認
06年10月ごろ	祖父が「面倒を見られない」として、叔父が暮らす大阪市営住宅(3)に預けられる
06年12月下旬 ~07年1月上旬	叔父の暴行により死亡か(3)。その後、遺体はコンクリート詰めされる。祖父宅(2)に放置される
24年11月	叔父らが遺体の入ったコンクリートの塊を祖父の転居先(4)に運ぶ
25年2月	祖父が退去した部屋(4)に残されたコンクリートの塊を管理人が発見し、八尾署に申告。刑事が異臭に気づき中から遺体が発見される

玲奈さんの職権消除はどのように進んだのか。市役所で当時、手続きに関わっていた複数の元市職員が取材に応じた。元市幹部の70代男性は「(玲奈さんの)記憶はない」と語る。職権消除された04年はヤミ金業者が社会問題化し、「借金のために住所を移す人が多く、かなりの数を消していた。事務的にやっていった」と振り返る。別の70代の元職員は、担当する市民課は一人ひとりの生活背景を調べる部署ではないと主張する。玲奈さんを覚えていないが、「当時の調査方法として親族の申し出を疑うことはできない。一般的なやり方だ」。事件については「福祉や児童の担当課など、他に相談

する場所がなかったか」と感じる「などと答えた。東京の自治体で20年以上の職員経験がある日本の鈴木秀洋教授(行政法)は、住民基本台帳の正確性を保つために職権消除は必要な作業だとした上で、親族の申し出に無条件に従ってはいけないと指摘する。

正確で統一した記録の管理が台帳制度の目的で、正しい実態を確認しないまま住民票を消すことは適正な判断とはいえない」と言う。

玲奈さんのケースでは祖父が04年、玲奈さんと母親がどこかに行つたと市に説明した。鈴木教授は住民票担当の職員が関係部署に「調査が必要な家庭だ」と引き継ぎ、母子の生活調査を実施すべしとすべきだ」と話す。

職権消除され、行方不明の可能性のある子どもに関する朝日新聞の調査では、記録がなく検証ができないなど回答した自治体が複数あった。鈴木教授は「記録がない、理由が答えられないこと自体が問題。適正かどうか検証できるように、職権消除の理由の記載を必須とすべきだ」と話す。

連載 「消された住民票、消えた子どもたち」はこちら

